

事務連絡
平成30年3月29日

各都道府県消防防災主管課 }
東京消防庁・各指定都市消防本部 } 御中

消防庁広域応援室

「緊急消防援助隊地域ブロック訓練検討員要綱の一部改正について」
(平成30年3月8日付け消防広第123号)の差し替えについて

「緊急消防援助隊地域ブロック訓練検討員要綱の一部改正について」について、平成30年3月8日付け消防広第123号にて通知したところですが、通知本文の一部を下記のとおり訂正し、別添に差し替えますのでお知らせします。

なお、「緊急消防援助隊地域ブロック訓練検討員要綱」の内容に変更はありません。

各都道府県防災主管課におかれましては、貴都道府県内の市町村(消防の事務を処理する一部事務組合を含む。)に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

通知本文中「緊急消防援助隊地域ブロック訓練検討員要綱の策定について(平成29年3月24日付け消防広第152号)」を「緊急消防援助隊地域ブロック訓練検討員要綱について(平成29年3月24日付け消防広第89号)」に改める。

| |
|---|
| 消防庁広域応援室 調整係 担当 明田・望月・北村 TEL 03-5253-7527 アドレス s4.kitamura@soumu.go.jp |
|---|

消防広第 123 号
平成 30 年 3 月 8 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各政令指定都市消防長 } 様

消防庁広域応援室長
(公 印 省 略)

緊急消防援助隊地域ブロック訓練検討員要綱の一部改正について

平素は、緊急消防援助隊の運用及び体制の整備等に御尽力を賜り感謝申し上げます。

さて、緊急消防援助隊地域ブロック訓練検討員（以下「訓練検討員」という。）については、「緊急消防援助隊地域ブロック訓練検討員要綱について」（平成 29 年 3 月 24 日付け消防広第 89 号）のとおり、平成 29 年度から本運用を開始したところです。

今般、平成 29 年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練（以下「ブロック訓練」という。）を通じて得られた課題、緊急消防援助隊運用調整会議「訓練に関する専門部会」意見等を踏まえ、別添のとおり検討員要綱の一部を改正しますのでお知らせいたします。

今後、ブロック訓練を開催する都道府県及び訓練検討員を選定する消防本部におかれましては、緊急消防援助隊地域ブロック訓練検討員要綱の趣旨を御理解いただき、御協力いただきますようお願いいたします。

都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いいたします。

消防庁広域応援室 調整係
担当 明田・望月・北村
TEL 03-5253-7527
アドレス s4.kitamura@soumu.go.jp